

幌延深地層研究センターを活用した
地元住民等との相互理解のための収集意見分析
仕様書

目 次

| | |
|----------------|----|
| 1. 件名 | P1 |
| 2. 目的及び概要 | P1 |
| 3. 納期 | P1 |
| 4. 作業範囲及び内容 | P1 |
| 5. 貸与物品 | P2 |
| 6. 提出図書 | P2 |
| 7. 検収条件 | P2 |
| 8. 保証 | P2 |
| 9. 特記事項 | P2 |
| 10. 検査員及び監督員 | P3 |
| 11. グリーン購入法の推進 | P3 |

1. 件名

幌延深地層研究センターを活用した地元住民等との相互理解のための収集意見分析

2. 目的及び概要

本仕様書は、ゆめ地創館等の展示内容やより良い説明方策等にフィードバックできるよう、高レベル放射性廃棄物の地層処分について詳しく知るための国内最高の環境であるゆめ地創館の優位性を生かし、高レベル放射性廃棄物に対する漠然とした疑問、不安などの意見を収集分析し、アンケート等で収集した意見を定量的に評価する統計分析を受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

3. 納期

令和7年3月14日（金）

4. 作業範囲及び内容

- (1) 幌延深地層研究センターの施設（ゆめ地創館及び地下施設）見学者から収集したアンケート等の意見の分析作業
- (2) 上記の分析報告書の作成

【作業内容】

- (1) 幌延深地層研究センターの施設見学者から収集した意見の分析収集した意見（アンケート用紙に記入されたもの、ヒアリングで広聴したご意見等で構成される）をもとに、不安や疑問の内容の傾向を把握し、その分析作業を行う。なお、アンケートは2,500件程度、ヒアリングによる意見は2,600件程度を予定する。

また、分析にあたっては、単純集計及びクロス集計だけでなく、より深めた考察ができるよう、主成分分析、因子分析、コレスポンデンス（対応）分析、クラスター（分類）分析等の多変量解析等をSPSSの統計分析ツールを用いて検討、分析を行うこと。

自由記述についてはSPSSテキストマイニング（出現語彙の関連性、頻出語のカウント、自由回答のコーディング等）を行い、意見間の関連性についてデータマイニング（Data mining）を行うこと。

なお、分析にあたっては、昨年度の分析データを含めた比較・分析を行うこと。

- (2) 上記（1）を踏まえた、今後の相互理解に向けた取り組みへの提言
上記（1）の分析結果をもとに、相互理解を深めるために必要となる

事項等を整理し、住民向けのメッセージ作成に資する提言、リスクコミュニケーションについての提言を行うこと。

なお、これらの分析作業及び提言作成は、リスクコミュニケーションに関しての知見を十分に有する者が実施すること。

(3) 分析の結果及び提言をまとめた報告書を作成すること。

5. 貸与物品

- (1) アンケート用紙 2,500 部程度を予定
- (2) 収集意見等 2,600 件 (Excel データ) 程度を予定
- (3) 前年度収集意見分析結果 (電子ファイル)

6. 提出図書

- (1) 実施計画書 2 部 (契約後、2 週間以内)
- (2) 打ち合せ議事録 2 部 (打合せ後、1 週間以内)
- (3) 調査データ 1 式
(SPSS (Statistical Package for Social Science) 等の分析に関するデータ)
- (4) 調査報告書 5 部及び電子ファイル一式
(提出場所)
北海道天塩郡幌延町字北進 432 番地 2
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
幌延深地層研究センター 総務・共生課

7. 検収条件

「6. 提出図書」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認められた時をもって、業務完了とする。

8. 保証

検収後 1 年以内に受注者の責に帰する瑕疵のあることが判明した場合は、受注者は無償にて速やかに是正するものとする。

9. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 本仕様書に記載されている事項、又は、本仕様書に記載のない事項について質疑が生じた場合は原子力機構と協議し、その決定に従うものとする。

10. 検査員及び監督員

検査員 幌延深地層研究センター 管財担当課長
監督員 幌延深地層研究センター 総務・共生課員

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上